

受理番号 第 42 号
受理日 平成26年11月13日

国土入企第 1 8 号
平成 2 6 年 1 0 月 2 2 日

(一社) 日本建設機械施工協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針
の一部変更について (通知)

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 (以下「基本方針」という。) は、平成 2 6 年 9 月 3 0 日に閣議決定により一部変更されたところです。(別添 1 を参照)

この基本方針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 1 7 年法律第 1 8 号。以下「法」という。) 第 9 条第 1 項の規定に基づき、国、特殊法人等及び地方公共団体の全ての公共工事の発注者が講ずべき措置その他の施策を明らかにしたものであり、今般、各省各庁及び地方公共団体に対し、別添 2 のとおり通知しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、法及び基本方針の趣旨を十分に踏まえ、適切に対応いただくとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。